

分別解体等に係る立入検査証に関する要綱

平成14年5月21日制定

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）第43条第2項の規定によるその身分を示す証明書を次のように定める。

(表)

第	号	身 分 証 明 書		
写 真	契印	所 属	氏 名	年 月 日 生
		職 名	氏 名	
上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。				
年 月 日			防府市長	印

(裏)

1. 本証は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項に関する立入検査を行う場合には必ず携帯しなければならない。
2. 本証は、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
3. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4. 本証の有効期間は、発行の日から2年とする。
5. 本証は、資格を失ったときは直ちに市長に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年5月30日から施行する。